



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

大伴家持の「賀陸奥国出金詔書歌」における神話表現

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-07-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本,直輝 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/159250

大伴家持の「賀陸奥国出金詔書歌」における神話表現

山 本 直 輝

一、はじめに

陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌一首へ併せて短歌

葦原の 瑞穂の国を 天下り 知らしめしける 天皇の 神
の尊の 御代重ね 天の日継と 知らし来る 君の御代御代
敷きませる 四方の国には 山川を 広み厚みと 奉る

御調宝は 数へ得ず 尽くしもかねつ 然れども 我が大君
の 諸人を 誘ひたまひ 良き事を 始めたまひて 金かも

たしけくあらむと 思ほして 下悩ますに 鶏が鳴く 東
の国の 陸奥の 小田なる山に 金ありと 奏したまへれ

御心を 明らめたまひ 天地の 神相うづなひ 天皇の み
靈助けて 遠き代に かかりしことを 朕が御代に 顕はし

てあれば 食す国は 榮えむものと 神ながら 思ほしめし
てもののふの 八十伴の緒を まつろへの 向けのまにま

に 老人も 女童も しが願ふ 心足らひに 撫でたまひ
治めたまへば ここをしも あやに貴み 嬉しけく いやよ

思ひて 大伴の 遠つ神祖の その名をば 大来目主と 負
ひ持ちて 仕へし官 海行かば 水漬く屍 山行かば 草生

す屍 大君の 辺にこそ死なめ かへり見は せじと言立て

ますらをの 清きその名を 古よ 今の現に 流さへる 親

の子どもそ 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つる言立て
人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと 言ひ継

げる 言の官そ 梓弓 手に取り持ちて 剣大刀 腰に取り
佩き 朝守り 夕の守りに 大君の 御門の守り 我をおき

て また人はあらじと いや立て 思ひし増さる 大君の
命の幸の へに云ふ「を」 開けば貴み へに云ふ「貴くし

あれば」(18 4094)
ますらをの 心思ほゆ 大君の 命の幸を へに云ふ「の」

開けば貴み へに云ふ「貴くしあれば」
(18 4095)

大伴の 遠つ神祖の 奥つ城は 著く標立て 人の知るべく
(18 4096)

天皇の 御代榮えむと 東なる 陸奥山に 金花咲く (18
4097)

天平感宝元年五月十二日に、越中国守の館にして大伴宿祢家
持作る。

天平感宝元年五月十二日、大伴家持は越中赴任中に右の歌を作

った。これは、「陸奥国出金詔書」の名で知られる天平感宝元年四月一日の宣命統紀第十三詔に対して、祝賀の意を込めた歌となっている。題詞に訓読されるように、「陸奥国出金詔書」とは、「陸奥国に金を出だす詔書」のことである。この詔書とは何かについて、小野寛氏は次のように説明している（注1）。

天平二十一年（七四九）年二月二十二日、陸奥国より初めて黄金が献上された。直ちに畿内・七道の諸社に幣帛が奉納され、そのよろこびと感謝の報告が神々へなされた。四月一日、聖武天皇は東大寺に行幸し、造営中の盧舍那仏の前殿に入り、像の正面に対座した。皇后・皇太子がその傍に並んで侍し、群臣百寮及び士庶に至るまで、それぞれの身分に従って御殿の外に整列した。そこで左大臣橘諸兄が勅を受けて、仏前に天皇のおことばを表明したてまつった。続いて中務卿石上乙麻呂が長文の宣命を申し上げた。文武天皇即位の宣命以来、続日本紀に記載された宣命中、最長の宣命であった。これがいわゆる陸奥国出金詔書である。

「陸奥国出金詔書」が出された約二か月前、陸奥国から黄金が出土し、献上された。その後、聖武天皇は東大寺に行幸し、造営中の盧舍那仏前に対座した。そして左大臣橘諸兄が仏前に天皇の言葉を表明し、中務卿石上乙麻呂が宣命を申し上げる。つまり「陸奥国出金詔書」とは、陸奥国から黄金が出土し、献上されたことに對して、聖武天皇の勅命を受けて橘諸兄と石上乙麻呂が仏前に申し上げた言葉であった。以下に二人の述べた内容をそれぞれ引用してみたい（注2）。

勅して、左大臣橘宿禰諸兄を遣して仏に白さく、「三宝の奴と仕へ奉る天皇が命らまど盧舍那の像の大前に奏し賜へと奏さく、此の大倭国は天地開けてより以来に、黄金は人国より献ることはあれども、斯の地には無き物と念へるに、聞こし看す食国の中の東の方陸奥守從五位上百済王敬福い、部内の少田郡に黄金在りと奏して献れり。此を聞きたまへ、驚き悦び貴び念はくは、盧舍那仏の慈び賜ひ福はへ賜ふ物にありと念へ、受け賜はり恐り、戴き持ち、百官人等を率ゐて礼拝み仕へ奉る事を、掛けまくも畏き三宝の太前に、恐み恐みも奏し賜はくと奏す。」とまうす。

從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣らく、「現神と御宇倭根子天皇が詔旨らまと宣りたまふ大命を、親王・諸王・諸臣・百官人等、天下公民、衆聞きたまへと宣る。高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、中・今に至るまでに、天皇が御世御世、天日嗣高御座に坐して治め賜ひ恵び賜ひ来る食国天下の業となも、神ながらも念し行さくと宣りたまふ大命を、衆聞きたまへと宣る。かく治め賜ひ恵び賜ひ来る天日嗣の業と、今皇朕が御世に當りて坐せば、天地の心を勞し重し辱み恐み坐すに、聞こしめす食国の東の方陸奥国の小田郡に金出でたりと奏して進れり。此を念せば、種々の法の中には、仏の大御言し国家護るがたには勝れたりと聞こし召して、食国天下の諸国に最勝王経を坐せ、盧舍那仏化り奉るとして天に坐す神・地に坐す祇を祈禱り奉り、掛けまくも畏き遠き我が皇天皇が御世を始めて拝み仕へ奉り衆人をいざなひ率ゐて仕へ奉

る心は、禍息みて善くなり危き變りて全く平がむと念ひて仕へ奉る間に、衆人は成らじかと疑ひ、朕は金少けむと念じ憂へつつ在るに、三宝の勝れて神しき大御言の驗を蒙り、天に坐す神・地に坐す神の相うづなひ奉りさきはへ奉り、また天皇が御靈たちの恵び賜ひ撫で賜ふ事に依りて顕し示し給ふ物に在るらしと念し召せば、受け賜はり歎び、受け賜はり貴び、進みも知らに退きも知らに、夜昼畏恐り念せば、天下を撫で恵び賜ふ事、理に坐す君の御代に当りて在るべき物を、拙くたづかなき朕が時に顕し示し給へれば、辱み愧しみなも念す。是を以て朕一人やは貴き大奇瑞を受け賜はらむ、天下と共に頂き受け賜はり歎ぶるし理に在るべしと、神ながらも念し坐してなも、衆を恵び賜ひ治め賜ひ御代の年号に字加へ賜はくと宣りたまふ天皇が大命を、衆聞きたまへと宣る。(中略)また大伴・佐伯宿禰は、常も云はく、天皇が朝守り仕へ奉る、事顧みなき人等にあれば、汝たちの祖どもの云ひ来らく、「海行かば みづく屍、山行かば 草むす屍、王のへにこそ死なめ、のどには死なじ」と、云ひ来る人等となにに聞こし召す。是を以て遠天皇の御世を始めて今朕が御世に当りても、内兵と心の中のこととはなも遣はず。故、是を以て子は祖の心成すいし子には在るべし。此の心失はずして明き心を以て仕へ奉れとしてなも、男女並せて一二治め賜ふ。(下略)

一つ目の引用は、橘諸兄が聖武天皇のおことばを述べたものである。聖武天皇は自らを「三宝の奴」と称しながら、この度の黄金の出土について言及する。天地開闢以来、異国から黄金を献上されることはあれど、この大倭国に黄金はないと思つていたとい

うが、今回の出土によつて驚き喜んだ旨を聖武天皇は述べているのである。

この聖武の喜びは、ただ黄金が自国から出土したためというわけではない。その理由は、二つ目の引用である石上乙麻呂の宣命内に求めたい。聖武天皇は、国家を護るために盧舍那仏を造営しようとした。しかし、人々は大仏造営の工事が完成しないのではないかと疑い、乙麻呂自身も金が足りないと案じていたという。

陸奥国からの黄金出土は、こうした状況の中で起こった出来事なのである。また、市瀬雅之氏は、「天平感宝元年当時の聖武は現実にとれほどの働きもできず、仏教の加護に頼ることで政情の安定することばかりを願っていたのであろう(中略) 盧舍那仏が完成することに、聖武は並々ならぬ期待を寄せていたことであろう。

或いは、完成にともない自身の權威が蘇ることを夢想さえたのではあるまいか。」と述べている(注3)。聖武天皇にとつて、盧舍那仏が完成しないということは、何としても避けねばならぬ事態であつた。乙麻呂が案じたように、金が足りない現状の中、黄金が出土したことで、聖武天皇の喜びは一入であつたであろう。

その結果として、現在の「天平」という年号に字を加え、「天平感宝」という年号にしたということが述べられているのである。「陸奥国出金詔書」には以上のような発生契機があつたのである。

また乙麻呂の宣命は、中略以下のように続く。中略以下では、大伴氏と佐伯氏について言及がなされている。両氏は、代々天皇の護衛として仕え、聖武天皇の御代においても、宮中内の武人である「内兵」として仕えていると述べられている。この大伴氏への言及に触発され、大伴家持は「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」を詠むのであつた。左注にあるように、当該歌は家持の越中

期に詠まれた歌である。越中国で家持がどのような想いで過ごしていたのかという点に関しては、市瀬雅之氏が詳細にまとめておられる（注4）。その中で、一時帰京していた家持が再び越中に戻った際に、家持は大きなできごとに直面することになったという。「十二月十四日に諸兄の頼りとしていた元正太上天皇が危篤状態に陥ったことである。自身が頼りとする諸兄の後ろ盾であった太上天皇の危篤は、家持の将来に大きな陰りを生ずるものといえる。」とし、天平二十年四月二十一日に元正太上天皇が崩御して後には、「いよいよ自身の行く末を憂慮せずにはいられなかったものと考える。」とも述べている。そんな中、元正太上天皇崩御の約一年後に出されたのが当該歌である「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」なのであった。詔書には、大伴氏の歴史が顕彰されており、失意の中で得られた喜びであったろう。そういった喜びの中に、まずはこの歌の作歌動機があったのであらうと思われる。

ここまでは、「陸奥国出金詔書」の内容と、それを基に「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」が作歌されたことを確認してきた。そんな「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」にも、神話的表现が用いられている。本稿では、当該歌の表現の在り方について迫ってみたいと思う。

二、歌の表現

家持の「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」は、『続日本紀』に記される「陸奥国出金詔書」の内容を踏まえて詠まれた歌である。例を挙げたい。

海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ かへり見は せじと言立て

当箇所訳は、「海に征けば水につかる屍、山に戦えば草のはえる屍。大君のかたわらに死のう。わが身は顧みまい。」となるうか。大伴氏の遠い祖先である大来目主が言立てをして、その名を古から今まで伝えてきた末裔が我々大伴氏であるのだということを詠んでいる。これは、先に引用した石上乙麻呂の宣命内に用いられていた、「海行かば みづく屍、山行かば 草むす屍、王のへにこそ死なめ、のどには死なじ」という文言とおおよそ一致する箇所である。

このように、宣命内に用いられていた文言が歌の中に散りばめられているのが当該歌の特徴の一つである。冒頭の神話的表现に関しても同様に、宣命内に基となる文言を有している。

高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、中・今に至るまでに、天皇が御世御世、天日嗣高御座に坐して治め賜ひ恵び賜ひ来る食国天下の業となも

右は、乙麻呂宣命からの引用である。宣命では、高天原から下った天皇（スメラ）が御世を創生し、現在に至るまでに皇位を継承し続けて支配してきたことが言われる。その文言を利用しながら、家持が独自に詠み変えたのが、次に挙げる「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」の冒頭部である。

葦原の 瑞穂の国を 天下り 知らしめしける 天皇の 神

の尊の 御代重ね 天の日継と 知らし来る 君の御代御代
敷きませる 四方の国には

家持は、「天皇の神の尊」が降臨し、「葦原の瑞穂の国」を治めたというところから語り始める。「瑞穂の国」は集中に六例あり、五例は「葦原の」と共に用いられていた。使用者は、人麻呂が三例(② 167' ② 199' ⑬ 3253)、福麻呂が一例(⑨ 1804)、家持が一例(当該歌)、使用者不明が一例(⑬ 3227)であった。以下に抜粋して引用したい。

天照らす 日女の尊(一は云はく、さしのぼる 日女の命)
天をば知らしめすと 葦原の 瑞穂の国を 天地の 寄り
合ひの極 知らしめす 神の命と 天雲の 八重かき別けて
(一は云はく、天雲の 八重雲別けて) 神下し 座せまつ
りし 高照らす 日の皇子は(② 167' から抜粋)

渡会の 斎の宮ゆ 神風に い吹き惑はし 天雲を 日の目
を見せず 常闇に 覆ひ給ひて 定めてし 瑞穂の国を 神
ながら 太敷きまして やすみしし わご大君の 天の下
申し給へば 万代に 然しもあらむと(一は云はく、さす竹
の 皇子の御門を)(② 199' から抜粋)

父母が 成しのまにまに 箸向ふ 弟の命は 朝露の 消や
すき命 神の共 争いかねて 葦原の 瑞穂の国に 家無み
や また還り来ぬ 遠つ国 黄泉の界には ふ葛の 各が向
き向き 天雲の 別れし行けば(⑨ 1804 から抜粋)

葦原の 瑞穂の国に 手向すと 天降りましけむ 五百万千
万神の 神代より 言ひ続き来たる 神南備の 三諸の山は
(⑬ 3227 から抜粋)

葦原の 瑞穂の国は 神ながら 言拵せぬ国 然れども 言
拵わがする(⑬ 3253)

日並皇子挽歌(② 167)では、天を支配する日女の尊に対して、「葦原の瑞穂の国」を支配する日の皇子が対立的に詠まれている。「葦原の瑞穂の国」は、天上世界に対する地上世界のことを指す語として用いられ、地上世界は「神の命」として天武天皇が支配しているということが詠まれている。

高市皇子挽歌(② 199)では、高市皇子が平定した場所として「瑞穂の国」が提示されている。日並皇子挽歌と違い、「天」という語に対立的に登場するわけではないものの、「瑞穂の国」を「神ながら」統治すると語られることには留意する必要があるだろう。「瑞穂の国」は、人ではない「神」が統治する。近江荒都歌(① 29)に「葦原の日知の御代ゆ(或は云はく、宮ゆ) 生れましし 神のことごと 樛の木の いやつぎつぎに 天の下 知らしめししを」と詠まれるように、神武天皇から連綿として続く皇統が、「天」の下を統治しているということは、人麻呂の意識下に通底しているであろう。

他の三例も同様に、地上世界を表現する語として「瑞穂の国」が用いられている。⑨ 1804 は、弟の死を、この世である「葦原の瑞穂の国」に居場所がなくなつたとし、「遠つ国 黄泉の界」へと

行ってしまったことを詠んでいる。先の二例が「天」との対立であったのに対し、この歌では「地下」（黄泉）との対立の中で詠んでいるという点で、福麻呂の特徴があるうか。

このように「葦原の瑞穂の国」は、神もしくは神たる天皇が支配する国として用いられており、「天」や「地下」と対立する場所として認識されていた。当該歌もその例に漏れず、「天皇の神の尊」が、「天下り 知らしめしける」場所として詠まれている。さらに言えば、「葦原の瑞穂の国」を皇統が支配しているという詠まれ方をしている点、皇祖から皇統を受け継いだ存在として日並皇子／聖武天皇が詠まれている点など、人麻呂歌と家持の「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」には類似する表現方法が多い。これは偶然であろうか。いや、そうではないであろう。

第一節で述べたように、聖武は自身の統治に不安を抱いていたために、盧舍那仏を造営しようとした。それに関し、市瀬雅之氏は、聖武天皇が天平十二年の東国巡行で壬申の乱を想起させるコースを辿っていることを挙げた上で、

聖武は盧舍那仏の造願によって自身の権威を回復しようとする中で、かつて天武天皇が「壬申の乱」を勝ち抜いて天皇の絶対的な地位を確立したことを思い重ねて、大伴・佐伯氏の「海行かばみづく屍山行かば草むす屍王のへにこそ死なめのどには死なじ」の詞章を意識した可能性を考慮すべきである。

と述べている（注5）。このように聖武天皇には、天武朝への強烈な羨望があった。そしてその羨望は詔書内の内容にまで影響を与えているのである。

さらに市瀬氏はこのことを踏まえた上で、別稿にて次のようにも述べている（注6）。

特に詔が天武朝を懐古するものであれば、それは家持に壬申の乱をはじめとして神代からの自族の栄光を容易に思い起こさせたことであろう。時勢が徐々に藤原氏に傾きつつある中で、都から遠く離れた越中でいかほどのこともできぬ家持が、暗く沈んでいた自身の心を大きく奮い立たせるのに必要だったのが、自族の輝かしい伝統だったのである。

天武朝に憧れを持つ聖武の思いは、家持にも伝播する。越中時代の家持は、「奈良麿周辺からの「大伴氏はずし」の一環として着実な仲麻呂の人事」（注7）により、仲麻呂にとって「体のよい地方転出＝追放」であったという見解が市瀬氏によって提出されている。そんな大伴氏不遇の世の中で、「出金詔書」内で大伴氏が取り上げられたことには並々ならぬ思いがあったであろう。さらに聖武天皇が懐古した天武朝は、自身の氏が輝かきを放っていた時代でもある。家持が天武・持統朝を代表する宮廷歌人である人麻呂の詠み方に傾倒したのはある意味必然のことであった。集中に天皇讃美歌を多く残していない家持が、この「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」において、人麻呂が讃えた天武朝の詠み方を踏襲することで、聖武と天武を重ねることを試みたのではないだろうかと思う。

しかし、この歌はどうやら人麻呂歌をただなぞったというわけではないようである。それを確認するために、「天皇（スメロキ）」という語にも併せて注目したい。「スメロキ」は、『万葉集』中に

二三例詠まれている。「瑞穂の国」同様、「スメロキ」の語を最初に詠み込んだ歌人も例の如く人麻呂である。

玉だすき 畝傍の山の 檣原の ひじりの御代ゆ（或は云ふ「宮ゆ」） 生れましし 神のことごと つがの木の いや継ぎ継ぎに 天の下 知らしめししを（或は云ふ「めしける」） 天にみつ 大和を置きて あをによし 奈良山を越え（或は云ふ「そらみつ 大和を置き あをによし 奈良山越えて」） いかさまに 思ほしめせか（或は云ふ「思ほしめか」） 天ぎかる 鄙にはあれど 石走る 近江の国の 楽浪の 大津の宮に 天の下 知らしめしけむ 天皇の 神の尊の 大宮は こと聞けども 大殿は こと言へども 春草の 繁く生ひたる 霞立ち 春日の霧れる（或は云ふ「霞立ち 春日か霧れる 夏草か しげくなりぬる」） ももしきの 大宮所 見れば悲しも（或は云ふ「見ればさぶしも」）（① 29）

近江荒都歌では、神武天皇以来の皇統を「神」とし、連綿と「天の下」を統治し続けてきたことが冒頭で歌われる。しかし、どのように思ったのか、これまでの「大和」をさし置いて、「天ぎかる鄙」である「大津の宮」にて「天皇の神の尊」が「天の下」を統治しはじめたという。ここでの「天皇（スメロキ）」は、近江大津へと遷都を果たした天智天皇のことを指すということは言うまでもないことであろう。神武天皇から始まる皇統が「神」とされているが、天智天皇はそこから一歩離れた「天皇（スメロキ）」という別の位置づけを与えられている。ここでの「スメロキ」の語は、皇統全体を表すというよりは、天智天皇その人を指す語として捉

えてよいであろう。

また、先にも挙げた日並皇子挽歌にも「天皇（スメロキ）」の語は用いられている。

天地の 初めの時の ひさかたの 天の川原に 八百万 千
万神の 神集ひ 集ひいまして 神はかり はかりし時に
天照らす 日女の命（一に云ふ「さしあがる 日女の命」）
天をば 知らしめすと 葦原の 瑞穂の国を 天地の 寄り
合ひの極み 知らしめす 神の尊と 天雲の 八重かき分
て（一に云ふ「天雲の 八重雲分けて」） 神下し いませま
つりし 高照らす 日の皇子は 飛ぶ鳥の 清御原の宮に
神ながら 太敷きまして 天皇の 敷きます国と 天の原
岩戸を開き 神上がり 上がりにましぬ（一に云ふ「神登り
いましにしかば」） 我が大君 皇子の尊の 天の下 知ら
しめしせば 春花の 貴からむと 望月の たたはしけむと
天の下（一に云ふ「食す国」） 四方の人の 大舟の 思ひ
頼みて 天つ水 仰ぎて待つに いかさまに 思ほしめせか
つれもなき 真弓の岡に 宮柱 太敷きいまし みあらか
を 高知りまして 朝言に 御言問はさず 日月の まねく
なりぬれ そ故に 皇子の宮人 行くへ知らずも（一に云
ふ「さすだけの 皇子の宮人 行くへ知らにす」）（② 167）
日並皇子挽歌）

日並皇子挽歌では、天地開闢の最初の神として、「日女の命」と「神の尊」が並置されている。その「神の尊」は飛鳥浄御原宮を造営した天武天皇のことを指している。その「神の尊」は、自ら

が造営した飛鳥浄御原宮を「天皇（スメロキ）」が支配する国として残し、天上へと昇り、神格化される。ここでの「天皇（スメロキ）」は、天武以後続いているであろう皇統のことを指している。「神」たる天武から受け継いだ飛鳥浄御原宮を今後も治め続けていく存在として「天皇（スメロキ）」があるのである。

また、柿本人麻呂から絶大な影響を受けていると指摘されることとの多い笠金村も「スメロキ」の語を歌に詠み込んでいた。

梓弓 手に取り持ちて ますらをの さつ矢手挟み 立ち向
かふ 高田山に 春野焼く 野火と見るまで 燃ゆる火を
何かと問へば 玉梓の 道来る人の 泣く涙 こさめに降れ
ば 白たへの 衣ひづちて 立ち留まり 我に語らく なに
しかも もとなとぶらふ 聞けば 音のみ泣かゆ 語れば
心そ痛き 天皇の 神の皇子の 出でましの 手火の光そ
そこば照りたる (②230)

これは、志貴親王が薨去した時に笠金村が作った挽歌である。志貴親王の死が嘆かれるという内容が基本的には描かれているのであるが、その後半部において「スメロキ」の語は用いられている。志貴親王は天智天皇の皇子である。よって、ここでの「天皇の神」とは天智天皇のことを指し、その「皇子」が志貴親王のことを指している。柿本人麻呂の「近江荒都歌」からの影響関係に關してはここでは言及しないが、ともかく人麻呂歌と同様に天智天皇を指す語として「スメロキ」は用いられている。

家持以外の歌人による他の「スメロキ」の用例を見ても、皇祖からの皇統がはっきり意識される用例は見当たらなかった。そ

れでは、当該歌においてはどうかであつただろうか。「葦原の 瑞穂の国を 天下り 知らしめしける 天皇の 神の尊」と詠まれているように、ここでの「スメロキ」は記紀神話の天孫降臨を彷彿とさせる用いられ方がなされている。さらに、ここでの「スメロキ」はそれだけに留まらないと遠山一郎氏は述べている（注8）。

「すめろきの神のみことの御代」と「君の御代御代」とは、「御代」を共有しつつ、「重ね」を接点に分かちがたく結びつけられている、と考えねばなるまい。「すめろきの神のみこと」は、格助詞の「の」を派生して「君」に連なり、「天下り」した存在に、みずからを限定させない。「すめろきの神のみこと」を、「御代御代」の君に融け込ませる表現が、実現されているように読める。

このように、創世の神としての意だけではなく、これまで続いてきた皇統をも含め、さらには当代の天皇である聖武天皇までをも包括した特殊な表現がこの歌ではなされているのである。

家持は、天武朝への懷古を歌に取り込むために、当時の代表的な宮廷歌人であつた人麻呂の詠み方を志向した。しかし、それだけには留まらなかった。人麻呂が用いた「スメロキ」という語を同様に用いつつも、独自に改変を加え、皇祖から当代の天皇にまで意味内容を拡大する語へと押し広げたのである。神話的表现から見た「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」における家持の功績はそこにも見出せるのではないだろうか。

三、おわりに

聖武天皇が、自身の統治をより強固なものとするために、神祇だけではなく、仏教を取り入れようとした。その結果として推し進められたのが、東大寺盧舎那仏の造営であった。しかし、度重なる遷都や、金の不足によって大仏建立の不可能さが相俟って、人々の不信感を高めてしまう結果となっていた。そこで陸奥国から金が出土したことは思わぬ僥倖であったろう。その喜びを表したのが「陸奥国出金詔書」であった。その詔書中には、今は仲麻呂によって政治の中心から排除されつつある大伴氏が、聖武天皇にとって並々ならぬ信頼を獲得しているということが言われる。それに対して感動し、歌を詠んだのが大伴家持であった。

聖武天皇が、かつて壬申の乱を乗り越え、盛大を築いた天武朝への懐古と憧れを持っているということは、天武朝で力を持っていた大伴氏の末裔である家持にとっても共感できることであつたのだろう。家持は、天武朝の代表歌人である人麻呂の詠み方を吸収し、さらに独自に拡大させて、当代の聖武天皇まで続く皇統を讃美しようとしたのであつた。

歌の後半部では、聖武天皇に顕彰された「大伴」という名に誇りを持ち、「大伴」という氏を奮い立たせていかねばならぬことを述べる。この度の金の出土を讃えつつも、皇統の継承と、氏の継承の両方を詠み込んだのが家持の「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」なのであつた。

※万葉歌引用は中西進／編『万葉集 全訳注原文付』（講談社）に拠る。

(1) 小野寛「大伴家持と陸奥国出金詔書」（『国語国文論集』一号、一九七一年一月）。

(2) 本文は『新日本古典文学大系 続日本紀3』（岩波書店、青木和夫他四人校注、一九九二年）に拠る。

(3) 市瀬雅之「天平感宝元年四月一日の聖武天皇——「賀陸奥国出金詔書歌」の成立背景として」（『高岡市万葉歴史館紀要』六号、一九九六年三月）。

(4) 市瀬雅之「天平感宝元年五月十二日の家持——「賀陸奥国出金詔書歌」の成立」（『中京国文学』十五号、一九九六年三月）。

(5) 市瀬氏前掲2論文。

(6) 市瀬氏前掲3論文。

(7) 市瀬氏前掲3論文。

(8) 遠山一郎「天皇神話の到達点」（『天皇神話の形成と万葉集』、塙書房、一九九八年）。

（やまもと・なおき／東京学芸大学大学院修士課程）